

2011年8月1日

様

財団法人 地球環境戦略研究機関  
理事長 浜中 裕徳



一般財団法人 持続性推進機構  
理事長 郡 篤



### エコアクション21事業の継承について

拝啓、盛夏の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素はエコアクション21に積極的にお取り組みをいただき、誠にありがとうございます。

さて、エコアクション21認証・登録制度を運営する中央事務局の母体団体である財団法人地球環境戦略研究機関は、環境省が策定した「エコアクション21 ガイドライン」に基づき、2004年度よりエコアクション21認証・登録制度に係る事業を実施してまいりました。

制度の運用開始以来、これまでに約6,500の事業者様を認証・登録させていただき、現在では、中小事業者を主な対象とする我が国を代表する環境認証・登録制度として、一定の社会的な認知を受けております。これも皆様のご参加、ご協力のお陰と厚く御礼申し上げます。

こうした状況のなか、エコアクション21認証・登録制度をさらに発展させるため、研究機関である財団法人地球環境戦略研究機関から、環境関連事業の企画・実施を目的とする一般財団法人持続性推進機構に、本年10月1日をもって事業継承することと致しました。

エコアクション21認証・登録制度の実施主体が、財団法人地球環境戦略研究機関から一般財団法人持続性推進機構に継承されましても、エコアクション21認証・登録制度の環境省における政策的な位置付け、基本的な枠組み及び認証・登録の要件等は全く変わりません。既に認証・登録させていただいている事業者の皆様につきましても、認証・登録の効力及び登録期間等を継承させていただくこととなっております。

既に認証・登録審査をお申し込みいただいている事業者様、これから認証・登録審査を申し込まれる事業者様、及び関係企業グリーン化プログラム及び自治体イニシアティブに参加されている事業者の皆様におかれましては、現在取り組まれている内容について、そのまま継続していただくとともに、これをそのまま一般財団法人持続性推進機構に継承させていただき、審査及び判定終了後、一般財団法人持続性推進機構が認証・登録させていただきます。

また、エコアクション21中央事務局の業務内容、スタッフ、住所、ホームページのURL等も現在のまま変更はないとともに、地域事務局及び審査人につきましても今までと変更はございません。

以上のことを踏まえまして、現在エコアクション21に取り組まれており、今後、認証・登録を受けるご予定の事業者の皆様におかれましては、今回の事業継承について、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

今後とも、エコアクション21認証・登録制度に御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

<お問い合わせ先／ご連絡先>

エコアクション21中央事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-14-18 4F

TEL : 03-6418-0370 FAX : 03-6418-0380

担当 : 石井／大井